

令和3年7月1日からの大雨による災害に伴う 「JASSO 災害支援金」申請要項

1. 目的

自然災害等により居住する住宅に半壊以上等の被害を受けたことで、学生生活の継続に支障をきたした学生が、一日も早く通常の学生生活に復帰し学業を継続するための支援として、日本学生支援機構が JASSO 災害支援金の支給を行います。

2. 申請資格 次の全てに該当する人。

- 令和3年7月の大雨により、居住する住宅（当該学生又はその生計を維持する者が生活の本拠として日常的に使用している住宅をいう。以下、同じ。）に、半壊以上の被害（全壊・半壊・全焼・半焼・全流出・半流出・全埋没・半埋没・床上浸水）を受けた学生、又は自然災害等による危険な状況が発生し、自治体の避難勧告等による住居への立入禁止等が1か月以上継続（以下「長期避難」という。）した学生。
- 学修に意欲があり、修業年限で学業を確実に修了できる見込みがあると学長が認める学生。

※ 科目等履修生、研究生、聴講生等は除きます。

※ 成績不振により留年中（成績自体に問題ないが、学籍異動（休学・留学等）のため同一学年を引き続き再履修している人を除く。）に発生した災害および申請は対象外です。

※ 休学中に発生した災害は対象外です。

※ 入学前に発生した災害および申請は対象外です。

※ 同一の災害につき、申請は1回とします。

※ 同機構の奨学金や他団体の経済的支援を受けていても申請することができます。

3. 支給額

10万円 ※ 返還不要

4. 申請書類提出期間及び提出先

申請書類提出期間		提出先/受付時間
第1回	7月13日（火）～7月30日（金）	学生支援部学生生活課 経済支援担当 （黒髪キャンパス全学教育棟1階⑥窓口） 8：30～18：15 （土日・祝日は除く） 〒860-8555 熊本市中央区黒髪2丁目40-1
第2回	8月1日（月）～8月31日（火）	
第3回	9月1日（水）～9月30日（木）	
第4回	10月1日（金）～10月29日（金）	
第5回	11月1日（月）～11月30日（火）	
第6回	12月1日（水）～令和4年1月14日（金）	

5. 提出書類

全員が提出する書類	
1	<u>様式1_申請書(日本人学生用)</u>
2	<u>支援金の振込みを希望する口座の名義人および口座番号がわかる通帳等のコピー</u> 【支援金の振込口座について】 ・ 申請者(学生)名義の普通口座のみです。 ・ 次の金融機関等とは取り扱いません。 農協、外資系銀行、ネットバンク等(新生銀行、あおぞら銀行、セブン銀行等) ・ インターネット支店、一定期間取引がない口座(休眠口座)は不可。
半壊以上の被害を受けた場合に上記1. 2 に加え提出する書類	
3	<u>罹災証明書(コピー可)、または市区町村役場等で罹災証明書の発行手続きを行った際の申請書類一式のコピー(罹災証明書の発行に時間がかかる場合)</u> ※ 罹災証明書は、全壊、半壊、床上浸水等、罹災状況の記載があり、住宅に物的損害を受けたことがわかるものとします。断水・停電理由の罹災証明書では支給されません。 ※ <u>市区町村役場等で罹災証明書の発行手続きを行った際の申請書類一式のコピーで申請した場合は、罹災証明書発行後、至急学生生活課経済支援担当まで提出してください。半壊以上の罹災証明書の提出を同機構で確認した後、支援金が振り込まれます。</u>
長期避難の場合に、上記1. 2 に加え提出する書類	
3	<u>自治体の避難勧告等による住居への立入禁止等が1か月以上継続したことがわかる自治体のホームページの公示を印刷したもの等、公的な客観資料</u>

6. 支援金の支給について

日本学生支援機構において審査後、学校を通じて申請者に審査結果をお知らせします。支給決定者には、申請書に記載された学生本人名義の口座に支援金が振り込まれます。

7. その他

○次のいずれかに該当する場合は、支給対象者の決定を取り消し、すでに支援金を支給済みの場合は、大学等の長を通じて全額を返納していただく場合があります。

- (1)虚偽の申請その他不正の行為により支給対象者となったことが判明したとき。
- (2)支給対象者として適切でないと判断したとき。

○後日提出を約束した罹災証明書の提出がない場合、あるいは、その内容が申請資格を満たしていない場合、口座番号不一致や書類不備に関する照会に対し期限までに回答がなかった等の場合は、申請無効となります。

○災害の規模や状況により、支給時期、支給額等の変更が生じる場合があります。

本件に関するお問合せ先

熊本大学学生支援部学生生活課 経済支援担当 TEL:096-342-2129

(黒髪キャンパス全学教育棟1階⑥番窓口)